

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成27年10月2日
- 【会社名】 ヒューレット・パッカード・カンパニー
(Hewlett-Packard Company)
- 【代表者の役職氏名】 シニア・ヴァイス・プレジデント、ゼネラル・カウンセル代理兼
アシスタント・セクレタリー リシ・バルマー
(Rishi Varma, Senior Vice President, Deputy General
Counsel and Assistant Secretary)
- 【本店の所在の場所】 米国94304、カリフォルニア州、パロ・アルト、
ハノーバー・ストリート3000
(3000 Hanover Street, Palo Alto California 94304, USA)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石 井 禎
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- 【電話番号】 (03)6271-9900
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 杉 山 日 那 子
弁護士 近 藤 友 紀
- 【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
- 【電話番号】 (03)6271-9900
- 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ヒューレット・パッカード・カンパニー記名式額面普通株式（額
面金額：0.01米ドル）の取得に係る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
- 【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
1,474,535 米ドル(177,828,921円)(見込額)(注2)(注3)
- 【安定操作に関する事項】 該当事項なし
- 【縦覧に供する場所】 なし

- (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。
3 かかる見込額の詳細については第一部[証券情報]を参照のこと。

- 注(1) 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「ヒューレット・パッカード・カンパニー」、又は「HP」とは、文脈に応じてヒューレット・パッカード・カンパニー又はヒューレット・パッカード・カンパニー及びその子会社を指す。
- 注(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=120.60円の換算率(平成27年9月17日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。
- 注(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新株予約権証券の募集】

(1)【募集の条件】

発行数	56,279個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	自2015年10月12日至2015年10月31日(注2)
申込証拠金	なし
申込取扱場所	ヒューレット・パッカード・カンパニー 米94304、カリフォルニア州、パロ・アルト、ハノーバー・ストリート3000
割当日	2015年11月2日
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注1)本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。

(注2)申込期間中、適格従業員は本プラン(以下に定義)への参加、又は本プランへの参加の継続を選択することができる。プラン参加者(以下に定義)は、次の購入期間への参加を希望する場合(但し、プラン参加者は参加を要求されない)、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本有価証券届出書に関する購入期間は2015年11月2日に開始する。

(摘要)

プランの採択及び対象者

本募集は、2010年11月17日開催の当社取締役会(以下「取締役会」という。)の人事・報酬委員会により採択され、2011年3月23日開催の当社年次株主総会で承認された、ヒューレット・パッカード・カンパニー2011年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)に基づくものである。

本募集は、当社の日本における子会社のプランに参加する適格性を有する従業員(以下、「適格従業員」という。)489名(以下、プランに参加する適格従業員を「プラン参加者」という。)を対象に、ヒューレット・パッカード・カンパニー普通株式の購入を目的とする新株予約権証券を発行するものである。

ここにいう日本における子会社とは、日本法人であり、当社の間接所有子会社である株式会社日本HP、ヒューレット・パッカード日本任意組合、ヒューレット・パッカード合同会社及び日本HP任意組合を指す。

プランの目的

本プランの目的は、当社の従業員及びその特定関連会社の従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供し、これによって会社の業績向上への貢献を誘引するものである。

プランの実施

購入期間は、5月1日及び11月1日又はそれ以降の最初の取引日、又は人事・報酬委員会が決定するその他の日に開始する。今回の募集にかかる購入期間は2015年11月2日に開始し2016年4月29日に終了する。プラン参加者は、適用購入期間中、自己の報酬の最大10%の割合で毎月給与天引により株式購入資金を拠出し、購入日(2016年4月29日)における普通株式1株あたりの公正市場価格*の95%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる。全プラン参加者が一人あたり最大購入額である、購入期間における自己の報酬の10%を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2015年11月2日至2016年4月29日)における適格従業員による最大拠出総額は、1,474,535米ドル(177,828,921円)となるものと見込まれる。上記「発行数」は、かかる最大拠出額を2015年9月17日の当社普通株式のニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)における終値27.57米ドル(3,325円)の95%の値(26.20米ドル(3,160円))で除することにより算出したものである。なお、プランへの参加の選定及び給与天引率の決定に関しては、各適格従業員は、人事・報酬委員会が規定する電子的又はその他による申込方法により行うものとする。

*公正市場価格とは、かかる価額を決定する日が取引日の場合はその日、取引日でない場合はその直前の取引日に、NYSEにおいて売買された当社普通株式の終値(又は売買の発表がされない場合は最終気配値)で、ウォールストリート・ジャーナル又は信頼性が高いと委員会がみなすその他の情報源に掲載される価額をいう。

プランの運営及び管理

本プランは、取締役会の人事・報酬委員会をプラン運営者として運営されている。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>本プランでは、下記で算出される新株予約権の行使価額が下落した場合、新株予約権の行使により発行される株式数は増加する。なお、行使価額の下落によって、新株予約権の行使による資金調達額が減少するものではない。</p> <p>本プランにおいて、行使価額とは、募集期間の最終取引日である購入日(2016年4月29日)における当社普通株式の公正市場価値の95%の金額をいう。</p> <p>本プランに基づき発行される普通株式数は、最大で1億(100,000,000)株である。</p> <p>本プランの目的は、当社及びその特定関連会社の従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供し、これによって会社の業績向上への貢献を誘引するものである。従って、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。なお、新株予約権が行使されない可能性もある。</p> <p>当社には本新株予約権を購入する権利はない。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	ヒューレット・パッカード・カンパニー 記名式顔面普通株式(額面金額0.01米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で56,279株(見込数)(注2)(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき、 26.20米ドル(3,160円)(見込額)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,474,535米ドル(177,828,921円)(見込額)(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格:26.20米ドル(3,160円)(注4) 資本金組入額:0.01米ドル(1円) (発行価格については見込額)
新株予約権の行使期間	2016年4月29日(注6)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>ヒューレット・パッカード・カンパニー 米国94304、カリフォルニア州、パロ・アルト、ハノーバー・ストリート3000</p> <p>フィデリティ・ストック・プラン・サービシーズ・LLC 米国02109、マサチューセッツ州、ボストン、デボンシャー・ストリート82、B6B</p>
新株予約権の行使の条件	本プランへの参加資格を充足し、積立を行っていること。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本プランからの脱退又は参加の終了により、新株予約権は消滅する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可
代用払込みにに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第10条及び第11条を参照のこと。

- (注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。
- (注2) 本新株予約権の付与後普通株式の購入前に、本新株予約権の対象となる株式の株式分割、株式配当、株式併合、資本の再構成により、発行済普通株式の総数に増減があった場合は、本新株予約権により購入される株式の数、本新株予約権の対象となる普通株式の一株あたりの価額及び本プラン第7.1条に規定する株式の最大数は、取締役会によって適切に調整されるものとする。また、取締役会はその自由裁量で、状況に応じ、その決定の実施に際し必要又は適切な処置を取るものとする。
- (注3) 本プラン参加者は、本新株予約権の行使日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために抛出した資金によって、購入価格(購入日におけるNYSEでの普通株式1株あたり公正市場価格の95%に相当する金額)により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。
- そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大抛出見込額(本募集の対象となる適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が最大購入限度額である自己の報酬の10%を抛出したと仮定した場合の金額)1,474,535米ドル(177,828,921円)を、2015年9月17日のNYSEにおける当社普通株式の終値27.57米ドル(3,325円)の95%の価格(26.20米ドル(3,160円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。
- (注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、便宜上、2015年9月17日におけるNYSEにおける当社普通株式の終値27.57米ドル(3,325円)の95%の価格(26.20米ドル(3,160円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。
- (注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、便宜上、購入期間における適格従業員による最大抛出見込額とした。
- (注6) 当該日において、プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、当社の従業員及びその特定関連会社の従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供し、これによって会社の業績向上への貢献を誘引するものである。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び本プラン運営者が用意した所定の登録申込書に定められる。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の購入日である2016年4月29日において、全て自動的に行使される。

参加者は、本新株予約権の目的となる株式が購入され、参加者に対して交付されるまで、プランに基づき付与された本新株予約権の目的となる株式について株主としての権利を有することはないものとする。プランに基づき購入した株式を保有する参加者は、当社が決定した配当基準日に、各自の持株数に応じた配当を受領する。

株券の交付方法

本新株予約権新株予約権の行使により取得された株式は、プランの管理専門会社により保管される。株式は、プランの仲介業者が設けた別個の勘定に自動的に記載される。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,474,535 米ドル (177,828,921円)(注)	10,000米ドル (1,206,000円)	1,464,535米ドル (176,622,921円)

(注) 本募集の対象となる適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が一人あたり最大購入額である自己の報酬の10%を拠出したと仮定した場合の金額である。

(2)【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額1,464,535米ドル(176,622,921円)は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

当社のシニア・ヴァイス・プレジデント、ゼネラル・カウンセル代理兼アシスタント・セクレタリーであるリシ・バルマー氏は、(i) 当社は、米国デラウェア州の法律に基づき適法に設立され事業を営む完全な権能を有する会社として有効に存続しており、(ii) 本届出書に記載されている米国及びデラウェア州の法律事項に関する記述は氏の知る限り真実かつ正確であり、(iii) 本届出書に記載されている本募集は、デラウェア州法に違反していないという意見をここに確認する。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第3.その他の記載事項」に、以下に掲げる「ヒューレット・パッカード・カンパニー2011年従業員株式購入プラン」の訳文を掲げる。

(和訳)

2011年3月23日株主により承認
2010年11月17日人事・報酬委員会により決定、2011年5月1日発効

ヒューレット・パッカード・カンパニー 2011年従業員株式購入プラン

1. 目的

プランの目的は、ヒューレット・パッカード・カンパニー(以下、「会社」という。)の従業員及びその特定関連会社の従業員に会社の普通株式を購入する機会を提供し、これによって会社の業績向上への貢献を誘引するものである。会社は、プランを1986年米国内国歳入法(修正法)第423条に定める「従業員株式購入プラン」として適格となるよう設計しているが、かかる適格性の維持について何ら保証及び表明を行わない。さらに、プランは、税制上その他の目的の達成のため取締役会(又はこれから指定された者)が決議した規則、手続又はサブプランに従って、同法第423条の要件を充たさない税制非適格プランに基づくオプションの付与を授権するものである。

2. 定義

- (a) 「関連会社」とは、子会社及び会社を筆頭とする支配関係にある企業(会社を除く)で、オプション付与時点において、支配関係上の他の企業の所有者持分の50%以上を所有又は支配している各企業(末端の会社を除く)をいう。
- (b) 「取締役会」とは、会社の取締役会をいう。
- (c) 「税法」とは、1986年米国内国歳入法(修正法)をいう。プランにおいて税法の条項に関する記述がなされている場合、その条項は当該条項を承継し又は当該条項の改正したものを指すものとする。
- (d) 「税法第423条プラン」とは、税法第423条に定める要件を充たすよう設計された従業員株式購入プランをいう。
- (e) 「委員会」とは、プラン第14条に従って取締役会が設置する委員会をいう。
- (f) 「普通株式」とは、会社の普通株式又は普通株式が転換されたその他の株式をいう。
- (g) 「報酬」とは、従業員が会社又は特定関連会社に対して提供した役務の対価として従業員に支払われる基本現金報酬、歩合報酬、交代勤務割増金を意味し、時間外労働賃金、奨励給付金、奨励金及び賞与を除く。ただし、委員会の決定により修正されることがあり得る。委員会は、報酬の定義に含めるべき支払いの形式を決定及び承認する権限を有し、また将来の予測に基づき報酬の定義を変更することができる。
- (h) 「抛却」とは、給与からの控除(適用される各地域の法律で認められる限度内に限る)又は適用される各地域の法令により給与からの控除が認められていない場合に、プランにより付与されたオプションの行使のため、会社が参加者に対して許容する追加の払込みをいう。
- (i) 「会社」とは、デラウェア法人であるヒューレット・パッカード・カンパニーをいう。
- (j) 「特定関連会社」とは、当該関連会社の従業員がプランに参加適格があるとして委員会が指定した関連会社をいう。特定関連会社が子会社でない場合、かかる会社は、税法第423条非適格プランへの参加を指定される。
- (k) 「従業員」とは、プランへの参加期間中、会社又は特定関連会社の給与支払台帳において従業員(税法第3401条(c)項及びその規則又は適用される各地域の法令に定める意味において)として扱われた者をいう。従業員には、通常の雇用期間が暦年のうち5ヶ月を超えない者(前記従業員のうち、適用される各地域の法令上除外することが認められない者を除く)を含まず、また独立の契約者として扱われる個人を含まない。
- (l) 「加入日」とは、募集期間内の最初の取引日をいう。
- (m) 「公正市場価値」とは、かかる価格を決定する日が取引日の場合はその日の、取引日でない場合はその直前の取引日の、ニューヨーク証券取引所において売買された普通株式の終値(又は売買の発表がされない場合は最終気配値)で、ザ・ウォールストリート・ジャーナル又は信頼性が高いと委員会がみなすその他の情報源に掲載される価格をいう。
- (n) 「税法第423条非適格プラン」とは、税法第423条に規定された要件を満たさない従業員株式購入プランをいう。
- (o) 「募集期間」とは、各期間につき5月1日及び11月1日又はそれ以降の最初の取引日に開始する6ヶ月間で、プランに基づき付与されたオプションを行使することのできる期間をいう。募集期間の時期及び期間は委員会により変更又は修正される。
- (p) 「参加者」とは、プラン第5条に定める、プランへの参加者をいう。
- (q) 「プラン」とは、本従業員株式購入プランで、税法第423条プラン及び税法第423条非適格プランを含む。
- (r) 「購入日」とは、各募集期間の最終取引日をいう。

- (s)「購入価額」とは、購入日における普通株式一株の公正市場価値の95%の金額をいう。ただし、第7.4条の規定に従い、委員会は購入価額を調整することができる。
- (t)「株主」とは、会社の付属定款において議決権を付与された、普通株式を保有する株主名簿上の株主をいう。
- (u)「子会社」とは、税法第424条(f)に規定される、会社を筆頭とする支配関係にある企業(会社を除く)をいう。
- (v)「取引日」とは、米国の証券取引所及びナショナル・マーケット・システムで取引が行われる日をいう。

3. 適格性

加入日現在、会社及び特定関連会社に所属する常勤及び非常勤(一定のスケジュールに従って週20時間以上勤務する者)の従業員又は(適用される各地域の法令により要求される場合)税法第423条非適格プラン若しくは税法第423条プランに基づく別個の募集を目的として、会社が定めるその他の基準を満たす従業員の全員が、加入日から開始する募集期間についてプランへの参加資格を有する。ただし、委員会は、加入日から開始する募集期間に従業員が参加適格となるためには、当該加入日以前に最低期間(例えば一給与支払期間)雇用されていることを条件とする規定を定めることができる。また委員会は、税法第414条(q)に規定される「高額報酬受給従業員」の定義に該当する限りにおいて、一定グループの高額報酬受給従業員がプランの参加資格を持たない旨定めることができる。オプションの付与直後、従業員が会社又は子会社の総議決権又は全種類株式の価額(転換証券の転換若しくは会社から付与を受けたオプションの行使により購入しうる株式を含む)の5%以上を(税法第424条(d)に定める意味において)保有し若しくは保有するとみなされる場合は、当該従業員はプランに参加することができない。プランに基づく同一の募集に参加する全ての従業員は、会社が定める、適用される各地域の法令遵守のため必要な相違及び税法第423条(b)(5)に適合する相違を除き、当該募集において同等の権利を有する。ただし、第15条により決議された規則、手続及びサブプランによる税法第423条非適格プランに参加している従業員は、必ずしも税法第423条プランに参加している従業員と同等の権利を有するものではない。取締役会は、連邦及び州の証券関係法又は外国法の規定を遵守すべく、役員や取締役を兼任する従業員の資格及び参加に制限を課すことができる。

4. 募集期間

プランは、毎年5月1日及び11月1日又はそれ以降の日(又は委員会が定めるその他の日)の最初の取引日に開始し、6ヶ月間(又は第13条に従って早期に終了するまでの期間)継続する募集期間について実施される。委員会は、以後の募集に関しては、変更の対象となる最初の募集期間開始予定日の少なくとも5日前までに募集期間(その開始日を含む)の変更を発表している場合、かかる変更を株主の承認なしで行う権限を有する。

5. 参加

5.1 第3条によりプランへの参加適格を有する従業員は、該当する加入日以前の委員会が指定する日に、会社が提供する給与控除同意書及びプラン登録申請書又は適用される各地域の法令によりプランに基づく給与からの控除が禁止されている場合にはその他の登録申請書に、従業員の適格な報酬の10%を超えない任意の整数の割合で示したプランへの拠出額を記入のうえ、これらを提出若しくはプランに従い任命された委員会の定める電子的その他の登録手続きに従うことで参加者となる。適用される各地域の法令によりプランに基づく給与からの控除が禁止されている場合には、会社は、各募集期間の各購入日以前に、現金、小切手又はプラン登録申請書に規定されているその他の方法によって、従業員が拠出することを認める場合がある。参加適格従業員は、当該従業員の報酬の10%を超えない任意の整数の割合を拠出することができる。給与控除額は、適用される各地域の法令により参加者によるプランへの拠出を通常会社運営資金から分別すること及び/又は独立の第三者に預け入れることが義務付けられている場合を除き、会社が留保し、事務管理上適切な場合は、その他の会社運営資金とともに管理される。各地域の法令により義務付けられている場合を除き、かかる拠出に対する利息は支払われず、参加者は利息債権を有しない。会社はプランの各参加者に関して別個の勘定を設け、各参加者の拠出はその勘定に貸記される。参加者は当該勘定に追加の払込みをすることはできない。

5.2 委員会の定める手続に基づき、参加者は会社の定める変更登録の最終日以前に、新たな給与控除同意書又は適用される各地域の法令によりプランに基づく給与からの控除が禁止されている場合には、拠出同意書及びプラン登録申請書に記入のうえ、これらを提出若しくは委員会の定める電子的その他の手続きに従うことで、募集期間中にプランから脱退することができる。参加者が募集期間内にプランから脱退する場合は、積み立てられてきた拠出は無利息で参加者に返還される。委員会は、参加者がプランから脱退した再参加する頻度を制限する規定を設けることができ、また脱退後再参加を希望する参加者に対し待機期間を課すことができる。

5.3 新たな給与控除同意書又は適用される各地域の法令によりプランに基づく給与からの控除が禁止されている場合には、プランへの拠出額を参加適格従業員の報酬の10%を超えない任意の整数の割合で示した同意書及びプラン登録申請書に記載のうえ、これらを提出若しくは委員会の定める電子的その他の手続き従うことで、参加者はいつでも拠出の割合を変更することができる。参加者が拠出割合を変更する手続きを取っていない場合は、募集期間及び将来の募集期間を通じて当初に合意をした割合を継続して適用する。税法第423条(b)(8)の規定に基づき、募集期間中いかなるときも委員会は参加者の拠出を0%まで減少させることができる。

6. 雇用の終了

募集期間の終了以前において、理由(死亡を含む)の如何を問わず、参加者と会社又は特定関連会社との間での雇用関係が終了した場合には、当該参加者のプランへの参加も終了し、当該参加者の勘定に貸記されていた金額の全ては参加者又は死亡の場合においてはその相続人若しくは遺産に無利息で返還される。雇用関係の終了は委員会が認定する。また委員会は、特定関連会社、関連会社、会社間での移動を含め、いかなるときに休職や雇用状況の変更が雇用関係の終了とみなされるか、についての規則を設けることができる。さらに委員会は、会社や関連会社の他の利益給付プランにおいて定められた同様の規程とは別個に、このプランのための雇用関係終了手続きを設けることができる。

7. 募集

7.1 第10条による調整を条件として、プランに基づき発行される普通株式数は最大で1億(100,000,000)株とする。購入日において、オプションが行使される株式の数が、その時点でプラン上割当可能な株式数を超過する場合は、実行可能でかつ会社が公平と認める統一した方法により、購入可能な残余株式を按分比例して割り当てるものとする。

7.2 各募集期間は、委員会が定めるものとする。委員会が特段の定めをしない限り、各半期会計年度の開始から6ヶ月間の募集期間にプランは運用される。委員会は、株主の承諾なく、また参加者の予測に反して、将来における募集期間を変更することができる。

7.3 第5.1条に従いプランに参加することを選択した参加適格従業員は、それぞれ各募集期間期間中当該従業員のために積み立てられる拠出から、第7.4条に定められる購入価額において普通株式(5,000株を上限とする。ただし、プラン第10条に基づく調整に従う。)を購入するオプションを付与される。ただし、オプションが未行使の場合においては、暦年を通じ、従業員は、当該普通株式の公正市場価値(オプション付与時に決定される)である25,000米ドルを超える価格で普通株式を購入するオプションを付与されない。プランに関しては、参加者の加入日にオプションが「付与」される。オプションは、参加者のプランへの参加の終了、又は募集期間の終了、のいずれかが発生した時点で失効する。本条は、税法第423条(b)(8)に従って解釈されるものとする。

7.4 各オプションにおける購入価額は、普通株式が購入される購入日における普通株式の公正市場価値の委員会が定める割合(ただし、85%以上とする)(以下、「指定割合」という。)による価額とする。委員会は将来の募集期間に関する指定割合を変更することができ(ただし、85%を下回ってはならない)、また将来の募集期間につき、購入日における普通株式の公正市場価値の指定割合をもってオプション価額とすることもできる。

7.5 税法第423条プランに関しては、委員会が特段の定めをする場合を除き、各特定関連会社は、会社又はその他の特定関連会社の別個の募集に参加したものとみなされる。ただし、税法第423条の規定に基づき、かかる募集の参加条件は、かかる募集に参加する全ての参加者に対して同一のものとする。

8. 株式の購入

各募集期間の終了時に参加者のオプションは自動的に行使され、その時点における各参加者の勘定に貸記された拠出の積立金により、購入価額で購入しうる整数の普通株式が購入される。ただし、会社又は特定関連会社が、適用される法律又は公的機関の定める規則により義務付けられる若しくは許容される源泉徴収を行うために、会社又はその被指定人は、税金及び/又は社会保険料の源泉徴収のため、必要若しくは適当と考える引当金を設け、また行為をなすことができる。ただし各参加者は、プランにより生じる個々の税金若しくは社会保険料の支払いをそれぞれ負担するものとする。

9. 支払・交付

下記の場合を除き、会社はオプションの行使後できるだけ速やかに、購入された普通株式及び参加者の勘定に貸記された拠出のうち、株式購入に使われなかった残高の記録を参加者に交付するものとする。委員会は、株式を直接委員会の指定する仲介業者又は会社の指定を受けた代理人に寄託すべき旨、許可あるいは義務付けることができる。また委員会は株式の譲渡につき、電子的又は自動的的方式を活用することもできる。委員会は、一定期間当該仲介人又は代理人に株式を寄託させる旨を定めること及び/又は不適切な株式処分の経緯を把握するための方策をとることができる。会社は、普通株式購入に使われた給与控除額を、普通株式のための払込金額として保持し、これにより普通株式は完全に払込みが完了し、義務が存在しないこととなる。本第9条に定められるとおり、プランにより付与されたオプションの対象となる株式が購入され、当該参加者に譲渡されるまでは、当該オプションの対象となる株式につき、いかなる参加者も議決権、剰余金配当請求権、その他の株主としての権利を有するものではない。

10. 資本の変更

オプションの付与後普通株式の購入前に、オプションの対象となる株式の株式分割、株式配当、株式併合、資本の再構成により、発行済普通株式の総数に増減があった場合は、オプションにより購入される株式の数、オプションの対象となる普通株式の一株あたりの価額及び第7.1条に規定する株式の最大数は、適宜取締役会によって調整されるものとする。また、取締役会はその自由裁量で、状況に応じ、その決定の実施に際し必要又は適切な処置を取るものとする。

本第10条における取締役会の決定は確定的なものであり、関係者全員に拘束力を有する。

11. 合併・清算・その他の企業取引

会社の清算又は解散が計画されている場合、取締役会がその自由裁量において特段の決定を行わない限り、募集期間にかかる清算又は解散の完了の直前に終了するものとする。また、未行使のオプションは自動的に消滅し、（適用される各地域の法令により義務付けられ、会社が決定する場合を除き）給与控除額は参加者に対し無利息で全額返還される。

会社の全資産若しくは実質的に全資産の売却又は他社との合併が計画されている場合には、取締役会の自由裁量で、（1）承継会社若しくは承継会社の親会社や子会社がオプションにかかる債務を引受け又はそれに代わる同等のオプションを発行し、（2）当該合併、資産売却の完了日若しくはそれ以前の取締役会の定める日をもって購入日とし、その日をもって未行使のオプションは全て行使され、又は（3）未行使のオプションは全て消滅し、積み立てられた拠出は各参加者に無利息で返還されるものとする。

12. 譲渡性

参加者に付与されたオプションは、いかなる場合も任意又は強制的に譲渡、移転、質入若しくはその他いかなる方法においても処分してはならず、そのような試みがなされたとしても全て無効であり、拘束力を持たない。参加者が、第22条及び税法で認められている以外の場合にプランに基づく権利や利益を移転、譲渡しようとしたり、これに担保を設定しようとした場合は、参加者が第5.2条に従ってプランからの脱退を選択したものと扱われる。

13. プランの変更・終了

13.1 第13.2条の規定に基づき終了する場合を除き、プランは2021年5月1日まで継続する。

13.2 法で認められる限り、取締役会はその自由裁量で、プランの終了若しくは中断又はいかなる変更若しくは修正も行うことができる。ただし、プラン第10条による修正の場合を除き、株主の承認なくしてプランの対象となる株式の数を増加させてはならない。

14. 管理

取締役会は二名以上の取締役で構成される委員会を設置するものとする。かかる委員は取締役会の定める期間任務を遂行し、取締役会はいつでもかかる委員を解任することができる。委員会は、プランの日常的管理に関する権限・責任、プランに特記された権限・責任、その他取締役会から委任される職務・責任・権限(プランにおいて取締役会に移譲されている機能を含む)を有する。委員会は、プランの日常的管理につき、一名以上の個人にその職務を委任することができる。委員会は、取締役会の委任の範囲で、プランの適切な管理に必要な規定の制定、プランの規定の解釈、プラン管理の統括、プラン上の権利に関する事実の認定、プランの管理に必要又は適すと考える行為に関して完全な権限を有する。取締役会及び委員会の決定は最終的なものであり、全ての参加者を拘束する。文書化され委員会の過半数が署名をなした決定事項は、適法に開催された委員会の会議でなされたものと同様に完全な効力を有する。プランの管理により生じた費用は、会社が全て負担する。プラン又はプランに基づき付与されたオプションに関し、信義に基づきなされた行為又は決定について、取締役会及び委員会の構成員はいずれも責任を問われないものとする。

15. 米国以外の法域及び税法第423条非適格プランに関する委員会規則

15.1 外国における特定の法律要件及び手続きにプランを適合させるため、委員会はプランの実施、管理に関する規則又は手続きを設けることができる。前記の一般原則を制限することなく、委員会は個別に、各地域により異なる拠出の取り扱い、利息支払、現地通貨への換算、給与関連の税金、源泉徴収手続き、株券の取り扱いに対する条件に関し、規則又は手続きを設ける権限を有するものとする。

15.2 また委員会は、一定の関連会社又は地域に適用される規則、手続及びサブプランで、税法第423条の規定に非適格となるようなものを定めることができる。かかる規則、手続及びサブプランに関する条件は、第7.1条を除くプランの他の規定に優先させることもできるが、当該規則、手続及びサブプランに明示的な別途の定めがない限り、本プランの規定がプランの実施を規律する。税法第423条の要件に適合しない限りにおいて、当該規則、手続及びサブプランは税法第423条非適格プランの一部とみなされ、それらに基づいて付与されたオプションは、税法第423条に従うものとみなされることはないものとする。

16. 証券関係法の要件

会社が次の認定を行わない限り、オプションの行使に対して普通株式を発行する義務を負わないものとする。会社及び参加者が、1933年米国証券法(修正法)、同法に基づき制定された規則に定められる普通株式の登録を行ったこと又は同法及び同規則が定める登録義務免除の要件具備に必要な全ての措置を取ったこと、普通株式を上場する取引所において適用される上場要件が充足されたこと及び州、連邦、その他外国の適用ある法律の規定が充足されたこと。

17. 公的規制

プラン自体及びそれに基づき株式を売却、交付する会社の義務は、いずれもプラン自体又はプランに基づく授権、株式の発行、売却、交付に関して要求される公的政府機関の承認を条件とする。

18. 従業員の権利の非拡張性

プランのいかなる規定も、従業員に対し会社若しくは特定関連会社の従業員としての地位を保持する権利を付与するもの又は会社若しくは特定関連会社が随時従業員を解雇する権利を妨げるものとみなされるものではない。

19. 準拠法

このプランは、デラウェア州の法選択の規定に拘らず、米国デラウェア州法を準拠法とするものとする。

20. 効力発生日

取締役会における決議の前後12ヶ月以内に会社の株主が承認することを条件に、このプランは2011年5月1日を持って効力を生じる。

21. 報告

プランの参加者は個々の勘定で管理されるものとする。各参加者にはその勘定の明細書を少なくとも年に一度交付する。明細書には、拋出額、購入価額、購入済み株式の数及び残高(該当がある場合)を記載する。

22. 保有株式にかかる受益者の指定

プランに基づき購入され、会社又はその受託者が参加者のために保管している普通株式について、参加者は、書面を提出することにより受益者を指定することができる。参加者は、書面の通知をもっていつでも指定した受益者を変更することができる。適用される各地域における法的規制を条件として、参加者が死亡した場合は、会社又はその受託者は、普通株式を指定受益者に譲渡するものとする。

また適用される各地域における法的規制を条件として、参加者が死亡した場合で、その死亡の時点で有効な指定を受けた受益者が存在しない場合には、会社は当該普通株式の株券を、参加者の遺言執行者又は遺産管理人に譲渡するものとし、(会社の知る限りにおいて)遺言執行者又は遺産管理人が指定されていない場合には、会社の自由裁量において参加者の配偶者、扶養家族若しくは親族に譲渡するものとし、配偶者、扶養家族、親族の存在を会社が了知していない場合には、会社の定めるその他の者に自ら株式を譲渡する(若しくは受託者をして譲渡せしめる)ものとする。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

第1 2014年10月31日終了の事業年度にかかる外国会社報告書の提出日以後本届出書提出日までの間に生じた財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象

2015年3月2日、当社は、モバイル事業向けの次世代ネットワークアクセス・ソリューションを提供する主力企業であるアルパネットワークス・インク(「アルパ」)の買収にかかる正式契約を締結したことを発表した。本買収にあたり、当社はアルパに対し、1株当たり24.67米ドルの現金を支払う。本件買収取引にかかる株式の価値は、約3.0十億米ドルであり、現金及び債務の純額は約2.7十億米ドルである。当社及びアルパのいずれの取締役会も、本件取引を承認している。本件取引は、アルパ株主の承認取得、米国その他各国における規制機関による承認取得、及びその他の慣習的な契約完了条件を満たすことを条件として、2015年度下半期に完了する見込みである。

2015年3月18日、当社の取締役会は、当社の発行済普通株式の名簿上の株主に対して通常支払われる四半期配当金を10%増額することを承認した。これにより当該配当金は1株当たり0.176米ドルとなる。配当金の増額は、当社の取締役会が、当社の次の配当を宣言した時点で有効となり、次の配当宣言は2015年5月を見込んでいます。前回宣言された、2015年3月11日現在の名簿上の株主に対して2015年4月1日に支払われた配当金については、増額はなく、1株あたり0.16米ドルで据え置かれる。

2015年4月30日、当社は、契約に記載された貸付人及びエージェントであるJPMorgan Chase Bank, N.A.(「JPモルガン」)との間でタームローン契約(「タームローン契約」)を結んだ。同契約に基づき、優先・無担保極度額付き元本総額5,000,000,000ドルのタームローンが設定される。タームローンは、当社を2つの独立公開企業に分社化(「分社化」)する計画に関連する費用及びアルパ買収に関連する費用の支払いを含め、一般的な企業目的に使用される予定である。

タームローンに基づくコミットメントは、2015年11月1日(以下に記載のとおりかかる日付(「満期日」)は延長することができる。)、又は分社化が完了する日付のどちらか早い方の日まで利用可能である。ただし、未利用のコミットメント額については、自動的に(i)2015年6月30日に2,500,000,000ドル(未利用額がかかる額を上回っていた場合)に減額され、また(ii)満期日が以下のとおり延長された場合、2015年11月1日に1,500,000,000ドルに減額される。当社はタームローンの満期日について、(i)延長料を支払うことにより、2015年11月1日から2015年12月15日に延長でき、(ii)更なる延長料を支払うことにより、2015年12月15日から2016年3月15日に、また、(iii)更なる延長料を支払うことにより、2016年3月15日から2016年6月15日に延長することができる。ただし、満期日が延長された場合であっても、分社化が完了した場合、全てのローンは、分社化の期日又は延長された満期日のいずれかが早く到来する期日をもって、満期となる。また、当社は、借入金により相当額の負債が発生した場合、かかる負債により受領した手取金と同額について、タームローンを前払いする必要(また、適宜、実行されていない借入分について減額する必要)がある。当社は現時点でタームローンに基づく借入を実行していないが、随時、借入を行う予定である。

タームローンに基づく借入額には利子(年率)がつくが、これは、オルタナート基準金利(「ABR借入」)又はLIBOR(「ユーロダラー借入」)のいずれかを参照することにより当社が設定する。ABR借入では、(a)(i)JPモルガンが発表する基準金利、(ii)フェデラルファンド実効金利+0.5%、(iii)1か月LIBOR+1%の3つのうち最も高い数値に、(b)当社の長期優先無担保債のレーティングに応じ0乃至12.5ベース・ポイントのスプレッドを加算して利子を設定する。ユーロダラー借入では、(a)借入の金利期間と同期間に対するドル預金ロンドン銀行間出し手金利に、(b)当社の長期優先無担保債のレーティングに応じ100乃至112.5ベース・ポイントのスプレッドを加算した利子がつく。

タームローン契約には、慣例的な表明及び保証並びに慣例的な肯定的誓約及び否定的誓約が盛り込まれている。また誓約では、抵当権の提供、売買契約及びリース戻し条件付き売買契約の締結、資産の売却及び基本的変更を伴う取引の締結について等、当社及びその子会社に対し制限が含まれている。財務制限条項として、当社は、連続する4四半期の間、連結EBITDAと連結支払利息の割合が3.0対1を上回らないことを求められる。

タームローン契約には、タームローンの不払いによる不履行、表明及び保証における重大な不正確さ、誓約違反、不払い又はその他多大な債務の増加、倒産及び支払不能、不利な重大判決、支配権の変更を含め、通常的不履行となる事象についての規定が含まれる。タームローン契約に基づく不履行が発生した場合、貸付人はコミットメントを終了し、タームローンの満期日を前倒しし、その他権利及び救済措置を行使することができる。

前述の記載は、当社が2015年4月30日を終了日とする四半期にかかる10-Qの四半期報告書において提出したタームローン契約全文を参照することによりその一部とみなされる。

金融サービス業の通常の過程において、タームローンの貸付人側、又はその関連会社は、当社、並びに当社と関係のある個人及び団体に対し、現金管理、投資調査及び管理、商業銀行業務、ヘッジング、仲介業務、アドバイザーその他金融又は金融以外の活動とサービスを提供してきており、今後も提供する可能性があり、かかる業務に対し通常の料金及び費用をこれまで、また今後も受領するであろう。

2015年5月18日、当社、アルバ、及び当社の完全子会社であるアスペン・アキジッション・サブ・インク(「合併子会社」)の間で2015年3月2日に交わされた合併契約及び計画書(「合併契約」)に基づき、合併子会社がアルバに合併(「合併」)され、合併契約の規定により、アルバが存続会社となり、当社の完全子会社となった。

合併契約の規定により、アルバの発行済み普通株式は、アルバが自社株として保有する株式、当社又は合併子会社が直接又は間接的に保有する株式、その他、合併に反対する者の株式を除き、合併成立時に、源泉徴収後現金24.67ドル(無利息)を受領する権利に転換された。

2015年5月1日、アルバは、カリフォルニア州サニーヴェールに在する同社の本社にて臨時株主総会(「臨時株主総会」)を開いた。臨時株主総会において、アルバの発行済株式の過半数を保有する株主は、合併契約の採択及び関連する取引について承認した。

合併契約の規定並びに同契約において企図される取引に関する前述の記載は完全ではなく、合併契約を参照することによりその一部とみなされる。合併契約の写しは、2015年3月2日に米国証券取引委員会に提出された8-Kの当社報告書の別紙2.1として添付されており、参照することにより一部とみなされる。

2015年5月21日、当社の完全子会社であるH3CホールディングスLtd.(「H3Cホールディングス」)は、中国清華大学の資産管理会社である清華ホールディングス Co. Ltd.(「清華」)の子会社でITサービス会社である紫光股份有限公司(「紫光」)との間で株式売買契約(「売買契約」)を締結した。かかる売買契約に基づきH3Cホールディングスは、その完全子会社であり、H3Cテクノロジー及び当社の中国におけるサーバー、ストレージ及び技術サービス事業を含むH3Cテクノロジー Co. Ltd.(「H3C」)の持分の51%を、約23億ドルで紫光に売却(「売買」)する。かかる取引が完了した場合、H3Cホールディングス、紫光及びH3Cは株主間契約(「株主間契約」)を締結し、H3Cの管理に係る権利及び義務を定める。特に、株主間契約では、H3Cホールディングスが保有するH3Cの持分に係るプット・オプションについて定める。売買契約完了後3年目の応当日以降、3年間、H3Cホールディングスは、紫光に対し、H3Cホールディングスが保有する残りのH3Cの株式の全て又はその一部について、行使時のH3Cの過去12か月間の純利益に15.0を乗じた金額でプットオプションを行使(「プット・オプション」)することができる。プット・オプションを行使する場合、H3Cホールディングスは、購入価格を現金で決済するか紫光株式で決済するか選択できる。ただし、紫光株式をH3Cホールディングスに譲渡した場合でも、H3Cホールディングスが紫光株式の20%を超える株式を保有することはしないものとし、紫光の支配権の変更も発生しないものとする。かかる事態が発生する可能性がある場合は、購入価格の残りについては現金で支払うものとする。売買契約及び株主間契約の規定により、清華及びその一部関連会社は、売買契約に基づく全支払義務並びに売買契約及び株主間契約に基づくプット・オプションを含む義務について保証するものとする。

売買契約の完了は、(i)紫光が、安全保障、金融、取引及び独占禁止に関する中国政府の承認を得ていること、(ii)紫光が株主承認を得ていること、(iii) H3Cホールディングスが、合衆国の輸出及び安全保障に係る承認を得ていることを含め、これらに限らず、慣例的な成立条件を満たしていることが条件となる。

売買契約は、売買が2016年5月21日までに完了しない場合を含め、当社及び紫光に対し、契約の解除権を設けている。紫光が政府又は株主の承認を受領できず、あるいは、特定の企業活動を怠ったことにより、売買契約が解除された場合、紫光は契約解除料として137.7百万ドルの支払いを求められる場合がある。売買契約には、H3Cホールディングス、紫光及びH3Cの各々について、慣例的な表明、保証条項及び誓約事項が含まれている。

2015年6月30日、ウィリアム・L. ベーテ氏は、2015年7月31日付で、当社の執行役員副社長兼エンタープライズ・グループのジェネラル・マネジャーを辞任した。

2015年8月11日、ジェームズ・A. スキナー氏は、当社の分社化(現時点では2015年11月1日に完了予定)が完了した時点で、当社の取締役を辞任する旨申し出た。スキナー氏は現在、当社取締役会の監査委員会及び人事委員会の委員である。

第2 外国会社報告書の提出日以後本届出書提出日までの間に提出した臨時報告書

1) 新株予約権の募集

当社は、2015年4月13日、当社の2011年従業員株式購入プラン(以下「本プラン」という。)に基づき、本邦以外の地域において、当社または当社指定の関連会社に所属する、本プランに参加する適格性を有する従業員(以下「適格従業員」という。)239,519名(本プランに加入する適格従業員を以下「プラン参加者」という。)を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の募集を開始した。本プランの購入期間の開始日である2015年5月1日をもって、本邦以外の地域における適格従業員に対して新株予約権証券が付与される。本プランは2011年11月17日開催の当社取締役会(以下「取締役会」という。)の人事・報酬委員会(以下「人事・報酬委員会」という。)による決議に採択され、2011年3月23日開催の当社年次株主総会で承認された。このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、2015年4月28日に臨時報告書を提出した。

本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=119.17円の換算率(平成27年3月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場仲値)により換算されている。

報告内容

(1) 有価証券の種類及び銘柄

当社普通株式の取得に係る新株予約権証券

当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

購入期間は、5月1日及び11月1日又はそれ以降の最初の取引日、又は人事・報酬委員会が決定するその他の日に開始する。但し、当社は今回の募集に限り社内事情を鑑み購入期間を短縮したため、今回の募集にかかる購入期間は2015年5月1日に開始し2015年9月30日に終了する。プラン参加者は、適用購入期間中、自己の報酬の最大10%の割合で毎月給与天引により株式購入資金を拠出し、購入日(2015年9月30日)における普通株式1株あたりの公正市場価格*の95%に相当する金額により、当社普通株式を購入することができる。全プラン参加者が一人あたり最大購入額である、購入期間における自己の報酬の10%を拠出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間(自2015年5月1日至2015年9月30日)における適格従業員による最大拠出総額は、554,352,354米ドル(66,062,170,026円)となるものと見込まれる。便宜上、「発行数」は、かかる最大拠出額を2015年3月27日の当社普通株式のニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)における終値31.49米ドル(3,753円)の95%の値(29.92米ドル(3,566円))で除することにより算出したものである。なお、プランへの参加の選定及び給与天引率の決定に関しては、各適格従業員は、人事・報酬委員会が規定する電子的又はその他による申込方法により行うものとする。

*公正市場価格とは、かかる価額を決定する日が取引日の場合はその日、取引日でない場合はその直前の取引日に、NYSEにおいて売買された当社普通株式の終値(又は売買の発表がされない場合は最終気配値)で、ウォールストリート・ジャーナル又は信頼性が高いと委員会がみなすその他の情報源に掲載される価額をいう。

本プランでは、下記で算出される新株予約権の行使価額が下落した場合、新株予約権の行使により発行される株式数は増加する。なお、行使価額の下落によって、新株予約権の行使による資金調達額が減少するものではない。

本プランにおいて、行使価額とは、募集期間の最終取引日である購入日(2015年9月30日)における当社普通株式の公正市場価値の95%の金額をいう。

本プランに基づき発行される普通株式数は、最大で1億(100,000,000)株である。

本プランの目的は、当社及びその特定関連会社の従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供し、これによって会社の業績向上への貢献を誘引するものである。従って、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。なお、新株予約権が行使されない可能性もある。

当社には本新株予約権を購入する権利はない。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行見積り数

18,527,819個

(発行見積り数は、本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注)本報告書の提出日現在、拋出額及び購入期間(2015年5月1日から2015年9月30日)に係る行使価額は定まっていない。したがって、全プラン参加者が一人あたり最大購入額である、購入期間における自己の報酬の10%を拋出したと仮定した場合、本募集にかかわる購入期間における適格従業員による最大拋出総額は、554,352,354米ドル(66,062,170,026円)となるものと見込まれる。「発行数」は、かかる最大拋出額を2015年3月27日の当社普通株式のNYSEにおける終値31.49米ドル(3,753円)の95%の値(29.92米ドル(3,566円))で除することにより算出したものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(ニ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 種類 当社普通株式(額面価額 0.01米ドル)

(注)本新株予約権を行使した際に交付される普通株式は、新規発行株式又は自社株を予定している。

(注)本新株予約権の付与後普通株式の購入前に、本新株予約権の対象となる株式の株式分割、株式配当、株式併合、資本の再構成により、発行済普通株式の総数に増減があった場合は、本新株予約権により購入される株式の数、本新株予約権の対象となる普通株式の一株あたりの価額及び本プラン第7.1条に規定する株式の最大数は、取締役会によって適切に調整されるものとする。また、取締役会はその自由裁量で、状況に応じ、その決定の実施に際し必要又は適切な処置を取るものとする。

2. 内容 該当事項なし

3. 新株予約権の目的となる株式数 18,527,819株(見積り数)

(注)本新株予約権の付与後普通株式の購入前に、本新株予約権の対象となる株式の株式分割、株式配当、株式併合、資本の再構成により、発行済普通株式の総数に増減があった場合は、本新株予約権により購入される株式の数、本新株予約権の対象となる普通株式の一株あたりの価額及び本プラン第7.1条に規定する株式の最大数は、取締役会によって適切に調整されるものとする。また、取締役会はその自由裁量で、状況に応じ、その決定の実施に際し必要又は適切な処置を取るものとする。

(注)参加者は、適用購入期間中、毎月給与天引により株式購入資金を拋出し、本新株予約権の購入日における当社普通株式のNYSEにおける終値の95%に相当する行使価額により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本報告書の提出日現在、「新株予約権の目的となる株式数」は定まっていない。便宜上、上記の株式数は、全プラン参加者が一人あたり最大購入額である購入期間における自己の報酬の10%を拋出したと仮定した場合の、本募集にかかわる最大拋出総額554,352,354米ドル(66,062,170,026円)を、2015年3月27日の当社普通株式のNYSEにおける終値31.49米ドル(3,753円)の95%の値(29.92米ドル(3,566円))で除することにより算出したものである。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり29.92米ドル(3,566円)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額 554,352,354 米ドル(66,062,170,026円)

(注) 本新株予約権の付与後普通株式の購入前に、本新株予約権の対象となる株式の株式分割、株式配当、株式併合、資本の再構成により、発行済普通株式の総数に増減があった場合は、本新株予約権により購入される株式の数、本新株予約権の対象となる普通株式の一株あたりの価額及び本プラン第7.1条に規定する株式の最大数は、取締役会によって適切に調整されるものとする。また、取締役会はその自由裁量で、状況に応じ、その決定の実施に際し必要又は適切な処置を取るものとする。

(注) 前述のとおり、「新株予約権の行使時の払込金額」は定まっていなかったため、便宜上、2015年3月27日の当社普通株式のNYSEにおける終値31.49米ドル(3,753円)の95%の値(29.92米ドル(3,566円))が記載されている。実際の行使価額は、購入日(2015年9月30日)における当社普通株式の公正市場価値の95%の金額となる。

(注) 前述のとおり、新株予約権の行使時の払込金額が定まっていなかったため、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」も便宜上、購入期間中の参加者の最大拠出見積額に基づき決定されている。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2015年9月30日

(注) 本新株予約権はこの日に自動的に行使される。

(ト) 新株予約権の行使の条件

プランの規定に基づき、参加適格であること、また、普通株式を購入するため、給与天引がなされていること

(チ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

0.01米ドル(1円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、譲渡できない。

(3) 発行方法

当社又は当社の子会社の従業員で、プランの規定に基づく参加適格従業員239,519名に対する付与

(4) 引受人の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集を行う地域

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、ルーマニア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

ア. 新株予約権の行使により発行される株式の手取金の額

554,342,354米ドル(66,060,978,326 円)

(注) 上記金額は554,352,354米ドル(66,062,170,026円)から、株式の発行に関連する費用を10,000米ドル(1,191,700円)を控除した額である。

イ. 新株予約権の行使により発行される株式の手取金の使途

差引手取概算額(554,342,354米ドル(66,060,978,326 円))は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2015年5月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

ア. 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

プランの目的は、当社の従業員及びその特定関連会社の従業員に当社普通株式を購入する機会を提供し、これによって当社の業績向上への貢献を誘引するものである。

イ. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について取得者と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容はプラン及び取締役会又は委員会の指定する申込書式に記載されている。

ウ. 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項なし

エ. 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当事項なし

オ. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(11) 資本金の額及び発行済み株式総数

現在の資本の額(2015年1月31日現在)

約2,556百万米ドル(304,599百万円)

発行済株式総数(2015年2月28日現在)

当社普通株式1,817,558,730株

2) 新株予約権の募集

当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2015年5月28日に臨時報告書を提出した。

本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=117.78円の換算率(平成27年1月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場仲値)により換算されている。

報告内容

(1) 有価証券の種類及び銘柄

額面価額0.01米ドルの当社普通株式の取得に係る新株予約権証券

(注) 本発行は、2004年1月15日に開催された取締役会の人事・報酬委員会(以下、「人事・報酬委員会」という。)及び2004年3月17日に開催された株主総会において承認され、その後、2009年11月18日の人事・報酬委員会において改定され、その改定が2010年3月17日に開催された株主総会において承認され、2013年2月28日の人事・報酬委員会においてさらに改定され、その改定が2013年3月20日に開催された株主総会において承認された、第二次改定・修正ヒューレット・パッカード・カンパニー2004年ストック・インセンティブ・プラン(以下、「プラン」という。)に基づき、2015年1月28日に開始された。

(2) 発行数

807,400個を上限とする。

(注) 発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。本新株予約権は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員2名に対して付与された。

(3) 発行価格

0米ドル(0円)

(4) 発行価額の総額

30,002,984米ドル(3,533,751,456円)

(注) 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

ア.種類 当社普通株式

イ.内容 該当事項なし

ウ.数 本新株予約権1個あたり1株

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

37.16米ドル(4,377円)

(7) 新株予約権の行使期間

2016年1月28日から2023年1月28日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

プランの規定に基づき、参加適格であること。

- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
0.01米ドル(1円)
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権は、譲渡できない。
- (11) 発行方法
当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の適格従業員に対する付与
- (12) 引受人の氏名又は名称
該当事項なし
- (13) 募集を行う地域
北米、南米、欧州又はアジア(日本を除く)の諸国
- (14) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
ア. 提出会社が取得する手取金の総額
30,002,984米ドル(3,533,751,456円)から、株式の発行に関連する費用を控除した額(新株予約権807,400個が発行され、全ての新株予約権が行使された場合)
イ. 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
上記の手取金は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支払予定時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。
- (15) 発行年月日
2015年1月28日
- (16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし
- (17) 当該新株予約権証券を取得しようとする者
本新株予約権証券を取得しようとする者は当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員2名である。
- (18) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係
取得者は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員である。
- (19) 保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容
保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容は、取得者との間で締結する報奨契約において定められている。
- (20) 現在の資本の額(2015年2月28日現在)
約18百万米ドル(約2,120.04百万円)

(21) 発行済株式総数(2015年2月28日現在)

普通株式1,817,558,730株

3) 新株予約権の募集

当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2015年6月2日に臨時報告書を提出した。

本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=119.39円の換算率(平成27年5月15日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

報告内容

1. 2015年3月30日付オプションの付与

(1) 有価証券の種類及び銘柄

額面価額0.01米ドルの当社普通株式の取得に係る新株予約権証券

(注) 本発行は、2004年1月15日に開催された取締役会の人事・報酬委員会(以下、「人事・報酬委員会」という。)及び2004年3月17日に開催された株主総会において承認され、その後、2009年11月18日の人事・報酬委員会において改定され、その改定が2010年3月17日に開催された株主総会において承認され、2013年2月28日の人事・報酬委員会においてさらに改定され、その改定が2013年3月20日に開催された株主総会において承認された、第二次改定・修正ヒューレット・パッカード・カンパニー2004年ストック・インセンティブ・プラン(以下、「プラン」という。)に基づき、2015年1月28日に開始された。

(2) 発行数

33,453個を上限とする。

(注) 発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。本新株予約権は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員1名に対して付与された。

(3) 発行価格

0米ドル(0円)

(4) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(注) 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

ア. 種類 当社普通株式(額面金額0.01米ドル)

イ. 内容 該当事項なし

ウ. 数 本新株予約権1個あたり1株

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

31.57米ドル(3,769円)

1,056,111米ドル(126,089,092円)(すべての新株予約権が行使された場合)

(注) 当社の株主による必要な手続を条件として、(i)本プランに基づき発行でき、あるいは各未行使の報奨の対象となる株式の数及び種類、(ii)かかる未行使の報奨の対象となる普通株式の一株あたりの価格、及び(iii)本プランに定める普通株式の制限数は、株式分割、株式併合、株式配当その他の利益分配(現金、株式又はその他の証券若しくは資産のいずれによるものであるかは問わない(通常現金配当を除く。))、普通株式の組合せ若しくは再分類を起因とする発行済み株式の数又は種類の増減、あるいはその他当社が無償で発行した普通株式の増減について、按分して調整されるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

2016年3月30日から2023年3月30日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

プランの規定に基づき、参加適格であること。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

0.01米ドル(1円)

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、譲渡することはできない。

(11) 発行方法

当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の適格従業員に対する付与

(12) 引受人の氏名又は名称

該当事項なし

(13) 募集を行う地域

アメリカ合衆国

(14) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

ア. 提出会社が取得する手取金の総額

1,056,111米ドル(126,089,092円)から、株式の発行に関連する費用を控除した額(新株予約権33,453個が発行され、全ての新株予約権が行使された場合)

イ. 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記の手取金は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や用途別の金額、支払予定時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(15) 発行年月日

2015年3月30日

- (16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし
- (17) 当該新株予約権証券を取得しようとする者
本新株予約権証券を取得しようとする者は当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員1名である。
- (18) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係
取得者は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員である。
- (19) 保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容
保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容は、取得者との間で締結する報奨契約において定められている。

2. 2015年4月20日付オプションの付与

- (1) 有価証券の種類及び銘柄
額面価額0.01米ドルの当社普通株式の取得に係る新株予約権証券
(注) 本発行は、2004年1月15日に開催された取締役会の人事・報酬委員会(以下、「人事・報酬委員会」という。)及び2004年3月17日に開催された株主総会において承認され、その後、2009年11月18日の人事・報酬委員会において改定され、その改定が2010年3月17日に開催された株主総会において承認され、2013年2月28日の人事・報酬委員会においてさらに改定され、その改定が2013年3月20日に開催された株主総会において承認された、第二次改定・修正ヒューレット・パッカード・カンパニー2004年ストック・インセンティブ・プラン(以下、「プラン」という。)に基づき、2015年1月28日に開始された。
- (2) 発行数
71,124個を上限とする。
(注) 発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。本新株予約権は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員4名に対して付与された。
- (3) 発行価格
0米ドル(0円)
- (4) 発行価額の総額
0米ドル(0円)
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
ア. 種類 当社普通株式(額面金額0.01米ドル)
イ. 内容 該当事項なし
ウ. 数 本新株予約権1個あたり1株

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

33.41米ドル(3,989円)

2,376,252米ドル(283,700,726円)(すべての新株予約権が行使された場合)

(注) 当社の株主による必要な手続を条件として、(i)本プランに基づき発行でき、あるいは各未行使の報奨の対象となる株式の数及び種類、(ii)かかる未行使の報奨の対象となる普通株式の一株あたりの価格、及び(iii)本プランに定める普通株式の制限数は、株式分割、株式併合、株式配当その他の利益分配(現金、株式又はその他の証券若しくは資産のいずれによるものであるかは問わない(通常現金配当を除く。))、普通株式の組合せ若しくは再分類を起因とする発行済み株式の数又は種類の増減、あるいはその他当社が無償で発行した普通株式の増減について、按分して調整されるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

2016年4月20日から2023年4月20日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

プランの規定に基づき、参加適格であること。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

0.01米ドル(1円)

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、譲渡できない。

(11) 発行方法

当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の適格従業員に対する付与

(12) 引受人の氏名又は名称

該当事項なし

(13) 募集を行う地域

アメリカ合衆国

(14) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

ア. 提出会社が取得する手取金の総額

2,376,252米ドル(283,700,726円)から、株式の発行に関連する費用を控除した額(新株予約権71,124個が発行され、全ての新株予約権が行使された場合)

イ. 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記の手取金は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支払予定時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(15) 発行年月日

2015年4月20日

- (16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし
- (17) 当該新株予約権証券を取得しようとする者
本新株予約権証券を取得しようとする者(以下、「取得者」という。)は当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員4名である。
- (18) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係
取得者は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員である。
- (19) 保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容
保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容は、取得者との間で締結する報奨契約において定められている。

3.2015年4月27日付オプションの付与

- (1) 有価証券の種類及び銘柄
額面価額0.01米ドルの当社普通株式の取得に係る新株予約権証券
(注) 本発行は、2004年1月15日に開催された取締役会の人事・報酬委員会(以下、「人事・報酬委員会」という。)及び2004年3月17日に開催された株主総会において承認され、その後、2009年11月18日の人事・報酬委員会において改定され、その改定が2010年3月17日に開催された株主総会において承認され、2013年2月28日の人事・報酬委員会においてさらに改定され、その改定が2013年3月20日に開催された株主総会において承認された、第二次改定・修正ヒューレット・パッカード・カンパニー2004年ストック・インセンティブ・プラン(以下、「プラン」という。)に基づき、2015年1月28日に開始された。
- (2) 発行数
34,408個を上限とする。
(注) 発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。本新株予約権は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員4名に対して付与された。
- (3) 発行価格
0米ドル(0円)
- (4) 発行価額の総額
0米ドル(0円)
(注) 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
ア.種類 当社普通株式(額面金額0.01米ドル)
イ.内容 該当事項なし
ウ.数 本新株予約権1個あたり1株

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

33.07 米ドル(3,948円)

1,137,872米ドル(135,850,538円)(すべての新株予約権が行使された場合)

(注) 当社の株主による必要な手続を条件として、(i)本プランに基づき発行でき、あるいは各未行使の報奨の対象となる株式の数及び種類、(ii)かかる未行使の報奨の対象となる普通株式の一株あたりの価格、及び(iii)本プランに定める普通株式の制限数は、株式分割、株式併合、株式配当その他の利益分配(現金、株式又はその他の証券若しくは資産のいずれによるものであるかは問わない(通常現金配当を除く。))、普通株式の組合せ若しくは再分類を起因とする発行済み株式の数又は種類の増減、あるいはその他当社が無償で発行した普通株式の増減について、按分して調整されるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

2016年4月27日から2023年4月27日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

プランの規定に基づき、参加適格であること。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

0.01米ドル(1円)

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、譲渡することはできない。

(11) 発行方法

当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の適格従業員に対する付与

(12) 引受人の氏名又は名称

該当事項なし

(13) 募集を行う地域

アメリカ合衆国

(14) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

ア. 提出会社が取得する手取金の総額

1,137,872 米ドル(135,850,538円)から、株式の発行に関連する費用を控除した額(新株予約権34,408個が発行され、全ての新株予約権が行使された場合)

イ. 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記の手取金は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支払予定時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(15) 発行年月日

2015年4月27日

- (16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし
- (17) 当該新株予約権証券を取得しようとする者
本新株予約権証券を取得しようとする者は当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員4名である。
- (18) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係
取得者は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員である。
- (19) 保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容
保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容は、取得者との間で締結する報奨契約において定められている。

4. 現在の資本の額及び発行済み株式総数

資本金の額 (2015年2月28日現在)
約18百万米ドル(約2,149.02百万円)
発行済株式総数(2015年2月28日現在)
普通株式 1,817,558,730株

4) 新株予約権の募集

当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2015年9月4日に臨時報告書を提出した。

本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル=124.63円の換算率(平成27年8月11日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

報告内容

- (1) 有価証券の種類及び銘柄
額面価額0.01米ドルの当社普通株式の取得に係る新株予約権証券
(注) 本発行は、2004年1月15日に開催された取締役会の人事・報酬委員会(以下、「人事・報酬委員会」という。)及び2004年3月17日に開催された株主総会において承認され、その後、2009年11月18日の人事・報酬委員会において改定され、その改定が2010年3月17日に開催された株主総会において承認され、2013年2月28日の人事・報酬委員会においてさらに改定され、その改定が2013年3月20日に開催された株主総会において承認された、第二次改定・修正ヒューレット・パッカード・カンパニー2004年ストック・インセンティブ・プラン(以下、「プラン」という。)に基づき、2015年1月28日に開始されました。
- (2) 発行数
189,292個を上限とする。
(注) 発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。本新株予約権は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員1名に対して付与されました。

- (3) 発行価格
0米ドル(0円)
- (4) 発行価額の総額
0米ドル(0円)
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
ア.種類 当社普通株式
イ.内容 該当事項なし
ウ.数 本新株予約権1個あたり1株
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
31.70米ドル(3,951)円
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額
6,000,588 米ドル(747,853,282円)(すべての新株予約権が行使された場合)
(注) 当社の株主による必要な手続を条件として、(i)本プランに基づき発行でき、あるいは各未行使の報奨の対象となる株式の数及び種類、(ii)かかる未行使の報奨の対象となる普通株式一株あたりの価格、及び(iii)本プランに定める普通株式の制限数は、株式分割、株式併合、株式配当その他の利益分配(現金、株式又はその他の証券若しくは資産のいずれによるものであるかは問わない(通常現金配当を除く。))、普通株式の組合せ若しくは再分類を起因とする発行済み株式の数又は種類の増減、あるいはその他当社が無償で発行した普通株式の増減について、按分して調整されるものとする。
- (7) 新株予約権の行使期間
2016年6月22日から2023年6月22日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件
プランの規定に基づき、参加適格であること。
- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
0.01米ドル(1円)
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権は、譲渡することはできない。
- (11) 発行方法
当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の適格従業員に対する付与
- (12) 引受人の氏名又は名称
該当事項なし
- (13) 募集を行う地域
アメリカ合衆国

(14) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

ア．提出会社が取得する手取金の総額

6,000,588 米ドル(747,853,282円)から、株式の発行に関連する費用を控除した額(新株予約権189,292個が発行され、全ての新株予約権が行使された場合)

イ．手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記の手取金は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支払予定時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(15) 発行年月日

2015年6月22日

(16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(17) 当該新株予約権証券を取得しようとする者

本新株予約権証券を取得しようとする者は当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員1名である。

(18) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

取得者1名は、当社又は日本を除く地域の当社子会社若しくは関連会社の従業員である。

(19) 保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容

保有期間その他の取得者と提出会社との間の取決めの内容は、取得者との間で締結する報奨契約において定められている。

(20) 現在の資本の額及び発行済み株式総数

資本金の額(2015年4月30日現在)

約18百万米ドル(約2,243百万円)

発行済株式総数(2015年5月31日現在)

普通株式1,806,415,026株

第3 2014年10月31日終了の事業年度にかかる外国会社報告書の提出日以後本届出書提出日までの間の発行済株式総数及び資本金の増減

年月日	発行済株式総数		資本金	
	増減数	残高	増減額	残高 (100万米ドル)
2015年2月28日	21,730,270株 減少(1)	普通株式 (額面金額0.01米ドル) 1,817,558,730株	-	約18
2015年8月31日	19,333,938株 減少(1)	普通株式 (額面金額0.01米ドル) 1,798,224,792株	-	約18

(1)株式の買戻しによる減少であり、一部は新株発行により相殺された。

第4 事業等のリスクに関する変更

2014年10月31日終了の事業年度にかかる外国会社報告書の提出日以後、以下のリスク要因について変更があった。以下に記載する情報は、本書提出日現在のものである。

- 当社を2つの公開会社に分社化する当社の計画には、様々なリスク及び不確実性が伴い、予定された計画又はスケジュールどおりに完了できない場合や、全く完了できない可能性があり、莫大な時間や費用が伴うことで、当社の事業に混乱をもたらす、悪影響を及ぼすおそれがある。

2014年10月6日、当社は2つの独立した公開会社に分社化する計画を発表した。分社化は、2015年度末までの完了を目指す、分社化に当たっての最終条件について取締役会の承認が必要であり、また、市況、関連規制その他の状況次第となる。Hewlett Packard Enterprise及びHP Inc.のそれぞれの市場における競争状況の変化、税務に関する意見又は裁定の受領や規制当局の承認又は認可の遅れ、金融市場の不確実性及び実際の分社化における問題の発生等、予期せぬ展開により予定されている分社化が遅れる可能性、分社化ができない可能性、あるいは、実際の分社化が異なる条件下で実行され、また、予定していた条件では実行できない可能性がある。

当社では分社化プロセスを推進するため、分社化管理部を設置した。分社化を完了させるために、膨大な時間と費用がこれまでに費やされており、今後も継続して必要となることが予想される。例えば2015年7月31日に終了した9か月間に、外部のコンサルタント、委託費その他、分社化プロセスに直接関連する費用を主因とする分社化費用として、750百万ドルの臨時費用が計上された。分社化費用は、現時点で当社が予想している額を大幅に上回る可能性があり、また、分社化が完了しない場合や、不備があった場合、分社化のメリットが十分に得られない可能性がある。分社化を予定通り完了するために、経営陣の時間と労力が多く費やされることとなり、当事業を運営し拡大するという経営陣の関心が逸れる可能性もある。分社化を効果的に実施するためには、(i)分社化まで、また分社化完了後においても、社員を採用し、慰留し、動機付け、(ii)当社が2つの独立した大企業に分社化することに関連して発生するサプライチェーン、製造及びその他の事業の中断に対応し、(iii)当社の情報システムを分割し、(iv)新たなブランド力を市場で確立することを始めとする課題に対応できなければならない。

- **分社化により、多額の納税義務が発生する可能性がある。**

株式の分配は、(i)分社化及び関連取引に係る連邦所得税に関連し、当社取締役が納得できる米国内国歳入局(「IRS」)による私的通達書及び1通以上の社外の税務顧問の意見書、又はそのいずれかを当社が受領し、また、(ii)1986年米国内国歳入法第355条及び第368条(a)(1)(D)に基づき、米国連邦所得税上、非課税とされる取引として分配及び関連する取引が適格であるとする、当社取締役が納得できる意見書をWachtell, Lipton, Rosen & Katz及びSkadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLPの双方から当社が受領することが前提となる。社外弁護士又は税務顧問の意見書並びにIRSの指摘通達書は、当社が承認した様々な事実並びに社外弁護士又はIRSに当社が行った表明等を前提としている。これらの前提又は表明が不正確又は不完全であった場合、かかる意見書及びIRSの私的通達書又はそのいずれかが影響を受ける可能性がある。社外弁護士又はその他の税務顧問の意見書は、かかる弁護士又はその他外部顧問の判断を表明するものであるが、IRS又は裁判所に対し拘束性を持つものではない。したがって、かかる意見書の結論についてIRSが異議を唱えないという保証はなく、また裁判所がかかる異議を認めないという保証もない。意見書の結論に対するIRSの異議が認められた場合、当社、Hewlett Packard Enterprise及び当社の株主は、連邦所得税について多額の納税義務を負う可能性がある。さらに、分社化について税法上非課税の取扱いをしない米国外の複数の法域においては分社化による税務費用が発生する場合があるなど、税コストが発生する可能性があり、かかる額は重大な額となる可能性がある。

- **当社の信用格付けを維持できなければ、流動性、資本基盤、借入費用や資金調達に悪影響を及ぼす可能性がある。**

当社の信用格付けは、独立した主要な格付け機関により評価が行われている。これらの格付け機関のうち、Fitch Ratings、Moody's Investors Service及びStandard & Poor's Rating Servicesは過去に当社の信用格付けを格下げしており、直近では、2015年8月にMoody's Investors ServiceがBaa1からBaa2に格下げしている。過去におけるこれらの格下げにより、信用枠に基づく借入費用が増加し、コマーシャル・ペーパーの市場が減少した。また、当社のいくつかのデリバティブ取引契約に基づき追加の担保の差し入れが必要となる可能性がある。当社が、現在の信用格付けを維持できるかどうかの保証はなく、当社の信用格付けを格下げするための見直しを行っているという発表を含め、当社の信用格付けに関し実際に変更若しくは格下げが行われた場合又は変更若しくは格下げが予想されている場合には、同じように当社にさらなる影響を及ぼし、また当社の流動性、資本基盤及び資金調達に悪影響を及ぼす可能性がある。

第四部【組込情報】

- (1) 2014年度外国会社報告書及びその補足書類 平成27年2月24日 関東財務局長に提出
- (2) 2015年度外国会社半期報告書及びその補足書類 平成27年7月29日 関東財務局長に提出

尚、上記外国会社報告書及びその補足書類(平成27年2月24日提出)並びに外国会社半期報告書及びその補足書類(平成27年7月29日提出)は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。